

事業再評価調書（2回目以降）

事業種別 事業名	東野田河堀口線（大手前）整備事業	
担 当	建設局道路部街路課（電話番号：06-6615-6745）	
1 再評価理由	国庫補助事業以外で事業再評価した年度から5年以上が経過し、なお継続中のもの（国庫補助事業であったが平成16年度より交付金化）	
2 事業概要	①所在地 図1参照	中央区大手前1丁目～大阪城
	②事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、都心東部において国道1号より官庁が連なる大阪城西側を南北に通じ、市南部の主要ターミナルである天王寺地区へ至る幹線道路である。 ・当該区間の沿道には、小・中・高等学校や病院が立地し、自動車、歩行者・自転車交通が多く、通学路に指定されているが、既設歩道が狭くすれ違いが困難な区間が存在しており、交通安全上の課題を抱えている。 ・本区間の整備により道路交通の円滑化及び、歩行者等の交通安全性の向上を図るとともに、電線類を地中化し無電柱化することで都市防災性の向上を図る。
	③事業内容	延長 L=280m 幅員 W=27m（現道幅員 19m） 車線数（片側 2車線、歩道あり）
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線の整備により交通の円滑化を図るとともに、歩行者等の安全・安心な歩行空間の確保のためにも必要性が高まっている。 ・本路線は、用地取得率は50%に満たないものの、残る用地は国有地2件のみとなっている状況であり、これらの取得を完了することで整備工事に着手できる。
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通円滑化効果 <ul style="list-style-type: none"> ①走行時間短縮便益 ②走行経費減少便益 ③交通事故減少便益 ・歩行の安全性と快適性の向上 <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・道路利用者 ・地域経済 ・地域社会
	③費用便益分析 図2参照	<p>[算出方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益分析マニュアル（平成30年2月 国土交通省 道路局 都市局）に示された手法に準じて実施 ・道路投資の評価に関する指針（案）（平成12年1月 道路投資の評価に関する指針検討委員会）に示された手法に準じて実施 <p>[分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比 B/C=1.36（総便益B：68.87億円、総費用C：50.7億円）
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的な道路ネットワークの充実 ・交通流の円滑化に伴う周辺環境の改善 ・災害時における避難路及び延焼遮断帯などの防災空間の確保 ・安全で快適な歩行者空間の確保 ・沿道土地利用の高度化 ・供給処理施設（水道、ガス、電気、下水等）の収容空間の確保 <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済
⑤事業の必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線の整備により、都心東部における道路交通の円滑化を図るとともに、歩行者等の安全安心な通行空間の確保や、都市防災性の向上が図られるため、必要性が高い。 	評価 A～C

	事業開始時点 (平成56年8月)	前回評価時点 (平成25年3月)	今回評価時点 (平成30年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業開始年度 昭和56年度 着工年度 昭和56年度 完了予定年度 昭和58年度	事業開始年度 昭和56年度 着工年度 昭和56年度 完了予定年度 平成30年度	事業開始年度 昭和56年度 着工年度 昭和56年度 完了予定年度 平成36年度
	②事業規模	用地取得必要面積 2,128㎡ 整備必要面積 7,560㎡	用地取得必要面積 2,128㎡ 整備必要面積 7,560㎡	用地取得必要面積 2,128㎡ 整備必要面積 7,560㎡
	うち完了分	—	用地取得済面積 896㎡ 整備済面積 440㎡	用地取得済面積 896㎡ 整備済面積 450㎡
	進捗率 図3参照	—	用地取得率 42% 工事進捗率 6%	用地取得率 42% 工事進捗率 6%
	③総事業費	13億円	22億円	22億円
	うち既投資額	—	14億円	14億円
	進捗率 図4参照	—	64%	64%
	④事業内容の変更状況とその要因	<ul style="list-style-type: none"> ・経済状況の変化 ・事業費の精査 		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の悪化により、年次計画どおりの予算確保が難しく、当初計画に比べ進捗が遅れていた。 ・財政状況が非常に厳しいため、事業中路線においては、選択と集中の観点から、重点的に投資を行う路線を選定し、事業を進めている。本路線は、重点的に投資を行う路線に位置付けておらず、重点的に投資を行い優先的に進める他の路線の進捗状況をみながら、予算の範囲内での事業実施に努めたが、限定的な事業実施にとどめざるを得ない状況であったため、長期化している。 		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性	—		
⑦事業の実現見通しの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、用地取得率は50%に満たないものの、残る用地は国有地2件のみとなっており、残る用地の取得後、残区間の整備工事を行うことで事業が完了する。 ・今後、優先的に整備を進める他の路線の収束に合わせて、本格的に事業を実施することで、完成予定年度での完成を見込んでいる。 		評価 B	
5 事業の優先度の視点の評価	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画道路の整備プログラム(H28.9)」(以下、整備プログラム)における、優先的に整備を進める路線には位置付けておらず、優先的に整備を進める他の路線の収束に合わせて本格的に事業を実施する路線としている。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の円滑化及び歩行者や自転車の交通安全対策などの事業効果発現が遅れる。 ・官庁、教育施設や病院が沿道に立地する当該区間における、歩行空間の確保による歩行者等の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れる。 ・都市計画法による建築制限などの私権の制限が長期化することとなる。 		評価 B	
6 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の事業再評価における対応方針は「事業継続(B)」であり、その方針に沿って事業を実施し、現在、その方針に沿って事業を実施している。 			
7 対応方針(案)	事業継続(B)			
(理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線の整備は、都心東部における道路交通の円滑化や歩道整備にあわせ電線類の地中化を実施することで安全性や防災性の向上が図られるため、事業実施の必要性は高い。 ・本路線は、残る用地が国有地2件のみとなっている状況であり、用地取得、整備工事を行うことで事業が完了する。 ・整備プログラムにおいて、整備の優先度が高い路線には位置付けておらず、優先的に整備を進める他の路線の収束に合わせて、本格的に、残る用地取得と整備工事を実施することとしていることから、「事業継続(B)」とする。 			
8 今後の取組方針(案)	<p>今後、当面は予算の範囲内で進捗をはかり、優先的に進める他の路線の収束に伴い予算が確保でき次第、本格的に残る用地取得と道路整備を進め、平成36年度での事業完了をめざす。</p>			